

越監告示第15号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年7月7日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 財政援助団体監査
- 3 監査の対象
 - ①監査執行団体
 - ・金華山林業振興組合（指定管理）
令和2年5月18日（月）～5月20日（水）
 - ・柳荘管理協会（指定管理）
令和2年5月26日（火）～5月27日（水）
 - ・菊花マラソン実行委員会（補助）
令和2年5月20日（水）～5月22日（金）
 - ②対象期間
令和元年度中の財政的援助を与えた事務事業
- 4 監査の着眼点
令和元年度中に本市が交付した補助金等に係る出納その他の事務及び事業に関係する所管課の事務が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。
- 5 監査の実施内容
監査対象の団体に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

6 監査の結果

① 金華山林業振興組合（農林整備課）

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、次の改善や検討が望まれる事項については意見を付す。

金華山グリーンランドの指定管理業務について	オートキャンプの利用及びバーベキュー用の焼肉台やU字溝、鉄板等の備品の貸出し等について、指定管理者（金華山林業振興組合、R1委託料決算額：6,680千円）が自主事業（R1決算額1,650千円）として行っているが、当該業務は施設の設置目的を果たすためのもので、指定管理業務として行うのが適切と考える。従って、地方自治法第210条（総計予算主義の原則）及び第225条（使用料）に基づき必要な規定の整備を行い、適切な委託費用の算定に改めるよう検討されたい。
-----------------------	---

また、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。

② 柳荘管理協会

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。

③ 菊花マラソン実行委員会

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。